

# 富山県法人会連合会青年部会連絡協議会会則

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は富山県法人会連合会青年部会連絡協議会（以下「本会」という）と称する。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は社団法人富山県法人会連合会（以下「県法連」という）の事務局に置く。

### (目 的)

第3条 本会は県内の各法人会青年部会（以下「各青年部会」という）が相互に緊密な連携を深め健全な発展に資するとともに、法人会の充実と活性化に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各青年部会の運営に関する情報・意見交換及び連絡調整。
- (2) 各青年部会の相互啓発及び親睦を図るための事業。
- (3) 税務及び経営等に必要な研修会・講演会等の開催。
- (4) その他、本会の目的達成のための必要な事業。

### (会 員)

第 5 条 本会は県法連の役員会に直属するものとし、各青年部会をもって会員とする。

## 第2章 協議会委員及び役員等

### (協議会委員)

第6条 本会は各青年部会の代表者を含む協議会委員により構成し、委員数を次の通り付与する。

富山 10名	魚津 5名	
高岡 10名	砺波 5名	計 30名

2. 協議会委員は各青年部会の推薦により選任する。

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1 理事 20名以内

理事の内から次の役員を置く

会長 1名 副会長 4名以内

2 監事 2名以内

### (役員を選任)

第8条 役員は、協議会委員の互選により選任する。

### (役員の職務)

第9条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事会は会務を協議運営する。

4 監事は本会の事業及び会計の監査を行う。

### (役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問、相談役)

第11条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問は富山県連会長（又は青年部会担当副会長年）とし、相談役は富山県連専務理事、事務局長、並びに前任会長及び役員会の推薦により会長が委嘱した者とする。
- 3 顧問及び相談役は役員会に出席し、意見を述べることができる。

## 第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は連絡協議会及び役員会とする。

- 2 会議は会長が招集する。
- 3 定時連絡協議会は毎年1回開催し、臨時連絡協議会及び役員会は、会長が必要と認めた時に開催する。
- 4 会議の議長は会長が当たる。

(連絡協議会)

第13条 連絡協議会は、第6条の協議会委員により構成し、情報、意見交換等を行うとともに、本会の事業に関し必要な事項を決議する。

(役員会)

第14条 役員会は、役員により構成し、本会の重要な事項を審議するとともに、連絡協議会の義を経た事業を推進する。

## 第4章 そ の 他

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(会 計)

第 1 6 条 本会の会費は各青年部会の会費及び県法連の補助金その他の収入  
をもってこれにあてる

2 会費の額は連絡協議会の決議によって定める。

(会計変更)

第 1 7 条 会則は連絡協議会において出席者(委任状を含む)の過半数の賛成  
をもって変更することができる。

付 則

(1) この会則は平成 4 年 2 月 14 日から施行する。

(2) 理事及び監事の任期は設立初年度に限り、平成 4 年 3 月 31 日までとす  
る。

(3) 本会の設立初年度の事業年度は第 15 条の規定にかかわらず、結成総会  
の日から平成 4 年 3 月 31 日とする。